

議案第58号

鶴ヶ島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年条例第17号)等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会に鳩山町が加入することに伴い、施設の利用者の範囲に鳩山町を追加したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鶴ヶ島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鶴ヶ島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条及び別表中「及び越生町」を「、越生町及び鳩山町」に改める。

(鶴ヶ島市女性センター条例の一部改正)

第2条 鶴ヶ島市女性センター条例(昭和63年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「及び越生町」を「、越生町及び鳩山町」に改める。

(鶴ヶ島市西少年サッカー場条例の一部改正)

第3条 鶴ヶ島市西少年サッカー場条例(昭和63年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「及び越生町」を「、越生町及び鳩山町」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次条第2項並びに附則第3条第2項及び第4条第2項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鶴ヶ島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第5条及び別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の鶴ヶ島市老人福祉センターの利用について適用する。

2 施行日以後における鶴ヶ島市老人福祉センターの利用に関し必要な手続は、施行日前においても、第1条の規定による改正後の鶴ヶ島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定の例により行うことができる。

第3条 第2条の規定による改正後の鶴ヶ島市女性センター条例第4条第1項の規定は、施行日以後の鶴ヶ島市女性センターの利用について適用する。

2 施行日以後における鶴ヶ島市女性センターの利用に関し必要な手続は、施行日前

においても、第2条の規定による改正後の鶴ヶ島市女性センター条例の規定の例により行うことができる。

第4条 第3条の規定による改正後の鶴ヶ島市西少年サッカー場条例第2条第1項の規定は、施行日以後の鶴ヶ島市西少年サッカー場の使用について適用する。

2 施行日以後における鶴ヶ島市西少年サッカー場の使用に関し必要な手続は、施行日前においても、第3条の規定による改正後の鶴ヶ島市西少年サッカー場条例の規定の例により行うことができる。